

森林生態系保護地域の設定について

I 小笠原諸島森林生態系保護地域設定の特徴

- 1 原則として、小笠原諸島の国有林野の全域を対象として「森林生態系保護地域」を設定する。
- 2 保存地区の森林管理に当たっては、固有の生物多様性と森林生態系を科学的根拠に基づき、保全・修復するために必要と認められる行為のほかは、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとする。
ただし、既設歩道等の維持修繕などは行うことができる。
- 3 保存地区の利用については、原則として、既設の歩道等を利用することとし、必要に応じ、森林生態系の保全について一定の見識を備えた者（例えば自然ガイドなど）の同行の実施や利用の制限等を行うものとする。
- 4 森林生態系保護地域設定後、関東森林管理局内に学識経験者他による常設の「保全管理委員会（仮称）」を設置する。

II 国有林森林計画等樹立スケジュール（案）

（国有林の地域別の森林計画、地域管理経営計画、国有林野施業実施計画）

- 公告・縦覧（関係省庁との連絡調整）：平成 18 年 11 月 6 日から 30 日間
- 関東森林管理局意見処理委員会：平成 18 年 12 月 7 日
- 都及び関係市町村の意見聴取：平成 18 年 12 月 8 日
- 関東森林管理局国有林森林計画等検討委員会：平成 18 年 12 月 15 日
- 計画の樹立：平成 18 年 12 月 25 日
- 計画の公表及び都・市町村への通知：平成 19 年 1 月 4 日
- 計画の始期：平成 19 年 4 月 1 日

平成18年8月28日

関東森林管理局長
山川 雅典 殿

小笠原諸島森林生態系保護地域設定委員会
座長 清水 善和

答 申 書

伊豆諸島森林計画区の小笠原諸島に存する国有林における森林生態系保護地域の再編・拡充について、平成18年3月から現地での委員会（現地視察・住民説明会を含む）2回を含む延べ4回の委員会で審議した結果を踏まえ、下記のとおり答申する。

記

1. 名称を「小笠原諸島森林生態系保護地域」とする。
2. 地域設定に当たっては、次の点を踏まえるものとする。
 - ① 小笠原諸島森林生態系保護地域設定の考え方
 - ② 小笠原諸島森林生態系保護地域区域設定の手法方針
 - ③ 小笠原諸島森林生態系保護地域区域図
3. 設定後の森林生態系保護地域をより効果的に保全管理するため、「小笠原諸島森林生態系保護地域保全管理委員会(仮称)」を設置することとされたい。